

税制調査会（第5回国際課税ディスカッショングループ）議事録

日 時：平成26年6月26日（木）14時30分～

場 所：中央合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室

○田近座長

今日は暑いところお集まりいただき、ありがとうございます。税調も3日連続ですが、今日は中日ということで、よろしく申し上げます。

第5回国際課税ディスカッショングループ（以下、「国際課税DG」という。）ということで、お手元に今日の議題が書いてあると思います。本日の流れについて説明させていただくと、最初の議題は「国境を越えた役務の提供に対する消費税について」です。この件については、4月4日の第3回国際課税DGで提示された案について、その後、財務省で関係事業者団体にヒアリングを行い、今回、それを踏まえて制度案を準備してもらっています。それに基づいて議論をしていきたいと思います。

第2の議題は「我が国における情報交換の現状について」で、これも第3回国際課税DGで取り上げましたが、今日はより具体的な状況について、国税庁に御説明を伺いたいと思います。

それでは、カメラの方は御退室をお願いします。

（カメラ退室）

○田近座長

それでは、審議を開始させていただきます。

議題「国境を越えた役務の提供に対する消費税について」で、この件については、昨年来議論してきて、前回、修正案が示されました。先ほど申し上げたように、この案について、財務省の方で関係業界にヒアリングを行い、実務への影響等を詰めてきました。まずは、前回から今回までの流れと、制度案の内容について、財務省の辻主税局企画官にお願いしたいと思います。

○辻主税局企画官

このセッションでの資料は、際D5-1と書いてある、これまでの議論の整理、際D5-2の、4月4日の第3回国際課税DGで提示した案を踏まえて、私どもで事業者団体からヒアリングを行い、そこで出た主な意見と、それに対する考え方を紹介した資料、際D5-3の、それを受けてまとめた制度案についての資料、それから、参考資料として、欧州における役務提供への付加価値税課税についての現状を説明した資料、以上の4部構成になっています。

それでは、まず、際D5-1の「これまでの議論」から簡単に御説明します。

1ページおめくりいただき、本件については、電子書籍・音楽・広告の配信、クラウドサービス等について、国内事業者から提供される場合には消費税が課税される一方、右側の国外事業者から提供される場合には消費税が課税されないという不均衡を

是正する必要があるというところから議論が始まっています。

2 ページですが、なぜこのようになっているかをフローチャートで御説明した資料です。現行の消費税制度では、国内取引は課税、国外取引は不課税になっていますが、その内外判定の基準が現行制度ではどうなっているかを示したものです。まず、左上から、役務提供が行われた場所が明らかである場合には①で、その役務提供が行われた場所が国内であれば課税、国外であれば不課税になります。

役務の提供が行われた場所が明らかでなく、国際運輸・国際通信・国際郵便、保険、プラント建設等に係る情報の提供等、政令で定められた一定の役務提供に該当する場合には、それぞれそこに定められた基準で内外判定をします。

この基準にも該当しない場合には、③に行きまして、電子書籍などはここに当たりますが、役務の提供を行う者の住所等により内外判定を行うことになります。国外事業者が役務を提供する場合、これによって不課税になっているのが現行の制度です。

ここで、後と関係するので念頭に置いていただきたいのが、現行では、③に該当するものも、国外事業者が提供する場合には、結局、国外取引として不課税になるので、役務提供が行われた場所について、余り意識した議論が行われないうまま、国外事業者が提供するものはいずれも不課税になっていたという現状があります。それで、内外不均衡を是正するために、③の規定を、役務提供を受ける者の住所という形で見直していくと、国外事業者が提供する役務については、役務提供を受けた場所が国内なのか、国外なのかを課税と不課税を分けるメルクマールになってくるという構造になっていることを、まず念頭に置いていただきたいと思います。

続いて、3 ページです。このような状況を踏まえて、これまでの検討の方向性ですが、上二つの箱は今まで御説明したことを繰り返し述べています。上から三つ目の箱ですが、一番目の丸にあるとおり、これまでの議論においても、役務提供が国境を越えて行われた場合については、欧州諸国のように国内の事業者、消費者が役務提供を受けた場合は、広く国内取引として位置付けることが基本的に望ましいということは共有いただいていると思います。

二つ目の丸ですが、内外判定基準を見直すと、経済活動に大きな影響を与えるので、この具体的な検討に当たっては、今の制度が経済活動に対する中立性をどの程度阻害しているのか、また、制度変更によって事業者にどの程度追加的な負担をしていたりすることになるのか、また、適正な税務執行がきちんと確保できるかという観点を踏まえる必要があるということ、この点も前回までの議論で共有いただけたと考えています。

4 ページです。今、申し上げたとおり、内外判定を見直して、国外事業者が提供する電子書籍の配信、クラウドサービス等についても、国内取引として位置付けて、消費税を課税する方向で検討をすることになっています。

内外判定をひっくり返した後、どのように課税していくのかが次の論点としてあり、

それに関連する資料が次の5ページです。参考になるのが、ここに書かれているようなOECDでの検討を踏まえて、ヨーロッパで行われている方式です。これまでも説明してきましたが、ヨーロッパではB toB取引とB toC取引を分けて、B toB取引については、上に書いてあるとおり、納税義務を売り手側から買い手側に転換をするリバースチャージ方式で、買い手側が税務当局に申告納税をする方式がとられています。

一方、消費者向けB toC取引については、海外の売り手が申告納税をすることになっています。

この方式を日本に当てはめる場合に一つ重要な論点としてあるのが、下の米印に書いてあるところです。EU諸国においては、課税事業者番号（VAT-ID）と言われるものが有り、これが有る場合には事業者、無い場合には消費者ということで、売り手側がきちんと、買い手側がBかCかを見分けることができる仕組みになっています。

一方、日本にはそのような仕組みがない中で、どのような課税方式をとっていきべきかというのが難しい論点としてあり、これまでずっと検討してきました。4月4日の第3回国際課税DGに提示させていただいた課税方式案が7、8ページにあります。

まず、7ページですが、結局、正確に買い手側がBなのかCなのかを国外事業者が判別できないのが日本の実情なので、工夫したのは、役務提供の性質や取引条件などで事業者向け取引と消費者向け取引を分ける方式です。7ページです。上の箱に書いてあるとおり、性質から見て通常事業者向けと思われる広告配信や法務サービス、それから、消費者・事業者双方に提供されるもので、取引条件等から事業者向けであることが明らかな取引、このようなものについては、事業者向け取引としてリバースチャージ方式を適用することになります。下の絵で説明しますと、国外事業者は不課税で国内事業者に販売し、購入した国内事業者が国外事業者に代わって、税務署に申告納税をし、払った分は仕入税額控除を受けるという仕組みです。

次に、8ページです。①性質から見て通常消費者向けの役務提供と思われる電子書籍・音楽の配信等、それから、②消費者・事業者双方に提供されているもので、取引条件等で事業者向けであることが明らかではない取引、先ほどのものに当たらないものについては、消費者向け取引として国外事業者が税込みで販売して、税務署に申告納税をしていただくことになります。

この方式が先ほど説明したヨーロッパの方式と違うのは、役務提供の性質、取引条件で分けているので、例外的なケースとして、消費者向け取引と定義されるものだが、買い手が事業者となるケースが想定されて、このような場合に問題となることが、右下の米印に書いてあります。事業者に対して仕入税額控除を認めることになると、国外事業者に申告納税いただく必要があります。管轄権が及ばない国外事業者が納税をしていないのに、買い手である事業者が仕入税額控除だけを受けてしまうおそれがある。そのことをどう考えるかという論点があります。

以上、4月4日にお示ししたものについて、事業者団体、関係省庁に御説明をして、

ヒアリングを行ってきました。ヒアリングで出された意見と我々の考え方を整理したのが次の際D5-2の資料になります。

1 ページおめくりいただいて、2 段表になっていて、左側に事業者団体等から寄せられた御意見、右側にそれに対する私どもの考え方を整理しています。

まず、左側の1番と2番を御覧いただきたいと思います。内外判定について問題になる、一つの類型としては、国外における法務等のコンサルティング、仲介サービス、国外情報に関する情報収集のようなものを国外事業者へ委託した場合の課税関係で、例えば、日本の金融機関がアメリカでM&Aを行うことになったときに、アメリカのローファームなどにその情報提供をお願いするケースです。

それから、二番目は、同じく国外に所在する金融資産等の管理運用を国外事業者へ委託したケース。例えば、アメリカの株や債券をアメリカの金融機関に預け、手数料を払って、運用報告などを受けるというサービスです。

これらについてどう考えるかですが、例えば、情報提供を海外から受ける場合に、日本の会社の方がアメリカに行って、向こうのローファームの方にいろいろコンサルティングを受ける場合、これは国外取引になりますが、例えば、それを海外でレポートにしてもらって、それをメールで送っていただくというものをどのように考えるのかということです。

そこで、私どもで整理した考え方が右側に記載されています。今、申し上げた二つのケース、実際に行って教えてもらうケースと、それをレポートにしてメールで送っていただくケースについて、それほど本質的な違いはないのではないかと。すなわち、1行目に書いてあるとおり、今のケースは、レポートをまとめるということで、実質的な役務提供が国外で完結していると認められる取引については、「これまでの議論」の2ページの①、役務提供が行われた場所が明らかに海外であるということで、国外で行われた取引と整理して現状どおり不課税にすべきではないかということです。

このような、①の基準によって不課税と判断できる類型をきちんと示すことが今後の事業者が安心して取引を行う上で有効ではないかと考え、不課税となるものの類型を明らかにしたのが、ここの点線の枠内です。国外で行われる当該国外に関する情報の収集、整理もしくは分析等の結果をレポートにまとめて送るようなもの、それから、国外資産の取得、管理等に係る役務提供に該当するもの、このようなものは不課税に当たる類型として、法令等で明確化してはどうかということです。

ただし、形式的にはここに当たるようなものについても、むしろきちんと国内取引として整理して課税しなければいけないものもあり、そこを整理しているのが次の点線の箱です。国外における情報収集等があった場合でも、それと一体として国内で行われる役務提供がある場合、例えば、括弧書きで書いていますが、国外でシステム開発をしてもらって、それを国内で導入・稼働させるためにいろいろ指導していただくなどのケースですが、国外と国内における役務提供が一体で行われるものは、先ほど

の内外判定基準のフローチャートで言うと、③に当たる国の内外にわたる取引として取り込んで、国内取引として整理すべきではないかということです。

注のところは、このように整理すると、国内外に亘る一体取引になると、結果として国内取引に整理されてしまうので、国内で行われるものと国外で行われるものを分けることがこれまでとは違って行われる可能性があるので、2ページの2行目に書いてあるとおり、このようなケース、すなわち国内において国外事業者が役務提供を行う場合には、これは国内取引ですが、国外事業者がきちんと納税をせずに国外に戻ってしまうことが考えられるので、今後の検討課題として、この課税方式について、例えば、リバースチャージ方式を適用することも考えられます。

続いて、事業者団体等からの意見の3番ですが、国の内外に所在するグループ企業間の取引については、今般の見直しの対象から外すべきという御意見です。これについては、右側にも書いてあるとおり、今まで広く不課税になっていたのは確かですが、グループ企業間の取引をどのように取り扱うかは、国内においても同様の取引があり、クロスボーダーで行われるものだけを特別扱いするわけにはいかないもので、ここについては、例外的な取扱いとすることは不相当だと考えています。

続いて、3ページ目です。今までの三つの御意見は内外判定に係るものでしたが、それ以外の事項についての事業者団体の意見です。

まず、一つ目が、国外事業者が行う役務の性質等から、事業者向けであることが明らかでない取引については、先ほど説明したとおり、消費者向け取引として国外事業者に申告納税をいただくことになるわけですが、これについてはシステム開発等が必要になるので、施行までに一定の準備期間をいただきたいという要望です。

これについては、右側に書いてあるとおり、今、不均衡が生じているので、できるだけ早く施行しなければならない状況にある一方、海外の事業者には納税義務、それから、事業者向けの場合は通知義務という新しい義務を負っていただくことになるので、その事務負担に配慮して、一定の周知期間、準備期間はとっておかなければならないのではないかと考えています。

それから、二番目。これは非常にテクニカルな話ですが、海外の事業者から寄せられている意見です。例えば、電子書籍等を提供している事業者について、現状は住所等について、請求書の宛先、これはネットの画面等で日本とかアメリカとかクリックをしていると思いますが、それから、クレジットカード番号を入れるとクレジットカードの発行地が分かるので、それによる確認という、この二つで、日本人であるとか、アメリカ人であるとか、そのようなことを確認して内外判定を行っている現状にあるということで、事業者からの要望は、引き続きこのやり方で対応させてほしいということです。

どういうことかということ、日本で登録して、その端末を持ってアメリカに旅行に出かけたようなケースの場合、アメリカで電子書籍等を買ったと、厳密には国外取引にな

るかもしれませんが、そのようなことをやってしまうと実務が回らないので、海外旅行に行ったときの電子書籍の購入等については厳密に適用せずに、引き続き日本の取引として適用させてほしいということです。ここは本当に厳密にやることは難しいので、通常取得している客観的な情報に基づいてやっている場合には、その判断を尊重する方向で検討するということです。

それから、3番は国内の事業者から寄せられた要望ですが、現行、競争条件が不均衡になっているという問題意識です。国内事業者がネット広告等を行う場合、広告料には消費税分が含まれますが、国外事業者が行う場合はリバースチャージ方式で課税することになり、広告料に消費税分が含まれないので、課税しても見た目はこれまでと変わりません。そのため、買い手側の方が納税義務を負うことをきちんと通知してほしいということで、これも言われるとおりのので、きちんと配慮をするということです。

以上が事業者団体等からの意見で、これを受けて、4月4日に提出した案を微修正したのが、際D5-3の制度案です。

1枚目は制度改正の必要性で、今まで説明したとおりのので省略します。2枚目ですが、まず、内外判定基準の見直しについては、先ほど御説明したとおり、フローチャートで言う③の点線で囲ったところについて、「役務提供を行う者の住所等」としていたものを、ひっくり返して「役務提供を受ける者の住所等」とするということです。

次に、3ページが事業者団体の意見の1番、2番で御説明した話で、内外判定について、現行の課税関係を継続する取引を明らかにするため、(イ)(ロ)に書かせていただいたようなものについては、国外取引として不課税になることを法令等で明確化するということです。ただし、二番目の丸にあるとおり、国外で完結しているような役務の提供に見えるものでも、国内において行われる役務の提供と一体で行われるケースについては、さらにその例外とするということです。

続いて4ページが課税方式です。ここは4月4日に説明したものからそれほど変わっていません。事業者向け取引についてはリバースチャージ方式、消費者向け取引については国外事業者申告納税方式にするという基本的な考え方は変えていません。

詳細は5ページ以降ですが、事業者向け取引の定義について、これも4月4日の資料に書いたとおりですが、電気通信回線を通じてクロスボーダーで行う役務提供など国内外にわたる役務提供等のうち、提供される役務の性質や取引条件等から、役務提供を受ける者が事業者であることが明らかなものは、事業者向け取引として納税義務を国内事業者に転換するということです。

二番目は、事業者団体の意見の最後で申し上げた話ですが、リバースチャージ方式の対象となる取引を行う国外事業者には、納税義務が買い手側にあることをきちんと通知する義務を課すということです。

三番目が、4月4日の国際課税DGで議論になった点ですが、リバースチャージ方式

の導入で国内事業者は納税義務を負うとともに、支払ったものについて仕入税額控除をすることになりますが、ここについては、課税売上割合が一定以上の事業者については、納税額と仕入控除税額がほぼ同額になるので、当分の間、事業者の事務負担に配慮する観点から、この両者を同額とみなして申告対象から除外することにしたいと考えています。

続いて6ページ、消費者向け取引の詳細ですが、定義については、先ほど御説明したとおりで、事業者向け取引に該当しないものが広く消費者向け取引に取り込まれることになっています。

事業者向け取引と消費者向け取引の定義について、このような定義の仕方にした理由を次の7ページに書いています。結局、国外事業者から消費者向けに提供される電子書籍等について、きちんと申告納税をすることで内外不均衡を是正するのが目的ですので、実際には消費者が買い得るものが事業者向け取引に該当することになってしまうと、そういう趣旨が達成されなくなるので、幅広く消費者向け取引に取り込むためにこのような定義にしているということを説明しています。

6ページにお戻りいただき、②ですが、国外事業者に申告納税義務を負っていただくこととなりますので、情報交換協定等できちんと適正な履行を求めるとともに、注に書いていますとおり、現行の事業者免税点制度を国外事業者に対しても等しく適用することによって、国内の課税取引が1,000万円以下の零細な国外事業者については申告納税義務を課さない方式にすることを考えています。

3番は、先ほども御説明しましたが、消費者向け取引の買い手に事業者が紛れ込んできた場合の取扱いです。1段落目の「しかし」以降に書いていますが、結局、先ほど申し上げたとおり、国外事業者が申告をせずに国内事業者が仕入税額控除を受けてしまうと、納税なき仕入税額控除という問題が生じてしまうので、ここについては仕入税額控除を認めないことにしたいと考えています。ただし、事業者向け取引の定義に書かせていただいたとおり、事業者が電子書籍等の提供を受ける場合でも、取引条件等で事業者向け取引であることが明らかであれば、リバースチャージ方式の適用を受けることができるので、取引の形を工夫していただくことで、事業者向け取引に取り込んでいくことが進んでいくことを期待しています。

制度案については以上で、四つ目の資料、ヨーロッパの付加価値税の課税の制度について簡単に御説明させていただきます。

1枚目、まず、現行どうなっているかですが、ヨーロッパでは、B to B取引は仕向地主義、B to C取引は原産地主義が適用されており、例外として、①②に書いてあるとおり、域外から提供する場合は仕向地主義、域内から域外に適用する場合にはまた仕向地主義になっているということで、結果としてEU内の電子書籍等の取引については、域外から提供する場合には例外①のケースに従って買い手側の所在地の税率が適用されます。域内間での取引については上の原則に戻って原産地主義で、売り手側の

所在地の法制で課税をされることになっているので、一番下の白抜きのところに書いていますが、フランス・ルクセンブルクでは、電子書籍に軽減税率が適用されているので、域内取引を行う場合には、ヨーロッパの業者は皆ルクセンブルクに拠点を置いて、3パーセントの軽減税率の適用を受けるということが行われています。ここを一部誤解して、ヨーロッパでは広く電子書籍について軽減税率が適用されていると考えている方がいますが、そのような意味では、B to C取引が原則は原産地主義になっていることの結果として生じているということです。

これについて、2枚目ですが、実はこれはヨーロッパでも問題視されており、もう制度改正が済んでいます。2015年1月以降は、B to C取引についても、域内取引であっても仕向地主義で、買い手側の所在地の法制が適用されることになりましたので、最初に申し上げた問題点は、2015年1月以降、無くなります。

○田近座長

丁寧な説明、ありがとうございました。

今日が3回目の説明で、大分馴染みが深くなってきたと思います。三つ目の制度案の資料ですが、2ページにあるように、国内外にわたる役務の提供、典型的にはインターネットを通じるデジタルコンテンツの配信など、海外からのサービスをインターネットで受け取る時に仕向地主義を徹底しようということで、役務の提供を受ける者の住所等又は本店等の所在地を内外判定の基準にします。あとは、それをどのように適切に課税するかで、今日説明があったように、日本で残念なことは、サービスを受ける国内事業者には番号がありません。ヨーロッパの場合には、インボイスのVATのIDを使うのですが、それが無い中では、日本では取引の性格によって課税方式を変えましょう、事業者向けのサービス、あるいは取引条件から事業者向けの場合にはリバースチャージ。大切なのは、そうでないケースに関しては、消費者向けということで、サービスを提供する方に税金を払ってもらうことにしてはどうかということです。

今日のポイントは、それを踏まえて、役務の提供が行われた場所をどう解釈するかです。これに関しては、我々の議論をした後、幾らか関係事業者の方から懸念があって、それについては先ほど、実質的な役務提供が国外で完結した場合には、当然それは不課税になるという説明がありました。

今日、今までの議論を含めて、指摘されたこの案をこれから実施しようとするときに、さらにどのような問題を懸念しなければいけないか、あるいはこの案自体に対する御意見、御質問があればお願いします。

増井委員、お願いします。

○増井委員

意見が一つと、質問が二つです。

課税事業者番号が無い中で、工夫をされた案だと思います。将来課税事業者番号を設けたときに無理なく移行できる構えが必要ではないか、というのが私の意見です。

質問の一つ目は、内外判定に関係します。制度案の資料の3ページの上の丸の(イ)で、「国外で行われる当該国外に関する情報の収集」の「当該」の意味は、アメリカに関する情報を得るというイメージでしょうか。例えば、アメリカでメキシコに関する情報を得るとき、「当該」の意味がどうなるのかという質問です。というのは、(ロ)の資産の方だと、所在することが国外とかなり結び付いていることは分かりますが、情報は地理的にどこかと結び付いているといえるのかどうか。

もう一つは、課税方式に関する質問です。主に6ページ、あるいは7ページ辺りです。個人消費者が法務サービスを受けるような場合、どうなるのでしょうか。というのは、法務サービスは、整理だと、5ページの事業者向け取引の典型例として挙げていたと思います。事業者向けの取引を国内の消費者が受ける場合は、全く、課税の対象から漏れてしまうことになるのでしょうか。

○田近座長

最初の御意見は、番号が日本にも導入されたときには、それに対応できるように備えてほしい、そのときには制度改正も必要になるかもしれない、そのような含意ですね。

では、はじめの質問は、3ページの(2)の(イ)の「国外で行われる当該国外に関する情報の収集、整理若しくは分析等」、それは不課税となることの説明をもう少ししてほしいということ。二番目の質問は、個人が事業取引とみなされるサービスをインターネットを通じて受けたらどうするのかということ、その二点です。

○伊藤主税局税制第二課長

御質問ありがとうございます。

最初の点ですが、確かにアメリカのローファームに依頼して、メキシコの情報も調査の中に入っていました。国内か、国外かという点が重要なので、それを厳密に排除する必要はなく、今の御指摘を踏まえて、そこはそんなことが分かるような規定なり制度なりにする必要があると思います。

それから、二番目の御質問、個人についてどうかという点は、少し整理をする必要があると思いますので、御指摘として踏まえたいと思います。

○田近座長

増井委員からアイデアがあればお願いします。

○増井委員

課税事業者番号があれば、日本の買い主が事業者なのか、消費者なのかが分かる。それが分からないから、工夫して、取引で見ていく。要するに、プロキシリーというか代替物を使っているわけです。代替物を使うと必ずズレが出てきます。一つのズレについては、仕入税額控除を認めないと御説明があった6ページで対応される。もう一つのズレ、個人消費者が法務サービスを買うような場合については、このようなものはそれほどボリュームがないということであれば、課税対象にしないことは十分あり

得ると思います。一応、議論していく必要があると思いました。

○田近座長

要するに、ずれは両方、当然あるわけで、事業者向けとみなしたサービスが、実は消費者が受けることもあるというのがポイントで、どうでしょうか、当然そのようなことはあるので、その場合の対応をどうするか、それは宿題ということで、総会は明日ですが、その辺り、どうしますか。

○伊藤主税局税制第二課長

今の御指摘のケースもありますし、様々な取引があると思います。実際の法令を仕組むときには、引き続き様々な事業者の方から、取引の実態などを聞いていかなければいけないと思っていますので、今の御指摘も踏まえてやっていきたいと思いますが、明日は難しいかと思っています。

○田近座長

そうですね。ですから、実際、法律を作るプロセスでさらに論点が出てくると思うので、今の論点も含めて、法律が上がるときにはこう対処するという形で、このワーキングでは対応するというところでよろしいでしょうか。

○増井委員

はい。

○田近座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

何を称して場所が明らかで、何を称して政令で定める一定の役務提供に該当するかはなかなか難しく、それをアンケートでこのように聞いてみて、いろいろと分かりやすくしたのは良いと思いますが、例えば、際D5-2の1ページ、「ただし」以降に、「国の内外に亘る取引に該当する」と書いてあって、国内で行われる役務の提供と一体で行われる取引とありますが、本当に内と外の部分の範囲をどのように金額的に分けていくかは非常に難しいと思います。

なおかつ、見積もりを一式でとり、期間が長く進行基準で相手にお金を払う場合には、精算条項も付いています。そうすると、どこが内で、どこが外かなども、国内で行われる役務の提供部分のみといっても、現実的にははっきりしない部分があります。

ですから、そのようなところをどのようにしていくかは、電子書籍のようにわかりやすいケースばかりではなく、例えば車メーカーで車を売る以外に様々なことをやっているところもあるので、まず、そのような点をはっきりさせることと、はっきりさせるために、煩雑な事務手続があるようでは、なかなか対処できない部分もあるので、実務の簡易化についての配慮をぜひお願いしたいと思います。

それから、リバースチャージについては、際D5-3の5ページですが、本来、消費税は原則として役務を提供する側に納税義務があるところを、国内の事業者に申告・納

税義務を負わせる形になりますので、簡易的なやり方にさせていただきたいと思います。また、5ページの③で事務負担への配慮とありますが、課税売上割合をどう設定するか、95パーセント以上というのは多分、例だと思しますので、もう少し実質的に事務負担が軽くなるような仕組み、大多数の事業者が適用を受けられるような仕組みを考えていただきたいと思います。

○田近座長

いずれも先ほどの辻企画官の説明の中の、ある意味想定内の議論で、今回の案は、佐々木特別委員も、そこはシェアされていると思いますが、これで課税を特に強化しようというわけではなく、整理をしようとしています。最初に出されたのは、そもそも役務の提供が行われた場所をどう認定するかですが、これはかなり本質的な問題で、それに関しても、できるだけ柔軟に対応しようと思いますが、柔軟というのが逆に事務負担に及ぶのではないか。その辺りは伊藤さんをお願いしてよいでしょうか。

二点目は、5ページの③について、これも事務負担の話です。では、お願いします。

○伊藤主税局税制第二課長

最初の、はっきりさせるべきという御意見については、まさにおっしゃるとおりで、課税と非課税が変わってくる。それで、通達まで含めて、何が課税で、何が不課税なのかはできるだけ明らかにする。それに対応して、実際の実務の中で、契約形態や取引形態が変わってくることはあろうかと思えます。

例えば、今、外国の法律事務所に法務サービスを頼みました。その中に、ほとんど外国で調査をしてレポートをまとめるというサービスと、それから、日々、例えば、電話で法務のアドバイスをするというサービスが混在している様な場合、割と普通のケースだと思いますが、それぞれを分けることによって、消費税の課税関係なり、節税をするという事業者の行動は起こってくると思いますが、これはある程度やむを得ない部分があります。ただ、それをやっていただくにしても、その境界がどこなのかを明確にすることは御指摘のとおりですので、今後、先ほど申し上げたとおりですが、詰めていく必要があると思います。

二点目の5ページの課税売上割合の部分ですが、現在も課税と非課税の売上げについては分けて申告をいただくことになっているので、ここは問題ないと思います。これはどのようなケースかという、今、非課税の品目で、例えばですが、自動車福祉に関係する車両、車椅子が乗せられるような車ですが、あのようなものは非課税売上げになります。自動車メーカーの中でこのようなものの割合がどの程度あるのかが、ここで言っている課税売上割合になり、ここでは例として書いてありますが、95パーセント以上が、今のケースで言えば、福祉車両ではない普通の自動車だということになると、課税売上割合が95パーセント以上になって、その場合は全額、リバースチャージの義務を免除することにして簡易化を図ってはどうかと。本来は、非課税売上げに対応する部分は仕入税額控除ができないので、1パーセントなり、0.5パーセントの

非課税売上げに対応する部分は仕入税額控除をしないで税額計算をしてもらうことになりませんが、簡易化のためにこのような免除の仕組みを入れてはどうかという内容の御提案です。

○田近座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

特に最初の内外判定ですが、常に見積もりをとって、契約をして、それが固定で、なおかつ何かブレークダウンがあって、その比率がはっきりしているというもの、物売るものはそうですが、研究開発などはそうはなりません。ですから、かなりダイナミックに、項目も変わるし、項目の中の内容も変わるし、それが多年度、3年とか5年とか、そのように続くもので、進行基準売上げを向こうがするようなものは、本当にこのような形でやろうと思ったときに、事務処理を最初にやっても、結果的にその見積りに合わないこともあります。海外企業との提携の中で長い間研究開発をする、その中でプログラムも変わっていけば、項目も変わっていくようなものも存在するので、余り固定的に押さえようとするのはなかなか難しいと思いますが、いかがでしょうか。

○田近座長

決してそういうことではなく、ここに書いてあるように認識は全く同じで、国外からサービスを受けるときに、例えば、システム開発の場合には分かりやすいです。システム開発してもらって、こちらで使う部分。研究開発の部分は、その成果をこちらでどれだけ使うかと。もちろん仕切りは容易ではないでしょうが、問題意識は全く佐々木特別委員と同じで、施行までにどう規則を作るかですが、いずれにしても、先ほど増井委員が出された問題もあるし、法律になる前に考え方を整理したものを説明してもらうということで私は良いと思います。

○伊藤主税局税制第二課長

一点だけ。海外との研究開発プロジェクトのようなもので、これが全て、日本で消費税がかかることになったという場合でも、課税売上げがほとんどの企業であれば、仕入税額控除により、経済的な負担は無くなるので、その点は指摘しておきたいと思います。

○田近座長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

前回出ていないので、もう既に議論があったかもしれませんが、国内事業者というときに、この人は国内での消費税の課税事業者だけを指すのか、例えば、金融機関などもそうだと思いますが、課税売上げが極端に低い事業者とか、もちろん免税事業者とか、このような人たちにもリバースチャージが課せられるのか、あるいは彼らはい

いわゆるB to CのCの方とみなすのでしょうか。国内事業者と書いていますが、これは課税事業者のことを指しているのか、何のことなのかがよく分からなかったのです。

少し似た質問ですが、簡易課税事業者については、やはりリバースチャージを課すのでしょうか。

最後に、素朴な疑問になりますが、2016年からマイナンバーで法人番号も出てきますが、このようなものは使えないと思ってよいのでしょうか。

○田近座長

伊藤課長、お願いします。

○伊藤主税局税制第二課長

免税事業者あるいは簡易課税事業者にリバースチャージ義務を課すかどうかですが、これはなかなか課しづらいとは思っていますが、さらに詰める必要はあると思っています。御指摘としていただきたいと思います。

○佐藤委員

もし課せないとしたら、B to CのCだと思えるということですか。

○伊藤主税局税制第二課長

そこは、今の免税事業者をどう考えるかということですので、そこをCとみなすか考えるか、事業者とみなした上で免除するという考え方を採るのか、そこは頭を整理する必要があると思っています。

○田近座長

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

いろいろと説明を伺って、今回、国内事業者、国外、そして消費者が絡むということで、周知徹底が大変重要になると思います。様々な意見に対する考え方のペーパーにも、所要の周知・準備期間を設けると書いています。今回、海外からのネット配信については、早ければ2015年度にも導入する方向で検討されていると思いますが、現状、これだけ複雑なことが想定される中で、どの程度の周知・準備期間を想定すべきなのか、あるいは既に考えておられるなら教えていただきたいのが第一点です。

第二点目は、意見に対する考え方の3ページの通知のタイミングです。通知のタイミングについての書き方は、今後、均衡等に配慮しつつ検討するという表現になっていますが、事業者はいつ通知すればよいのか、この文章だけでは図りかねると思います。もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

また、通知は義務付けされますが、義務に違反した場合の対応はどのように考えているのでしょうか。

また、申告納税に従わない事業者が出た場合の対応についても改めて確認したいと思います。よろしくお願いします。

○伊藤主税局税制第二課長

周知期間については、この制度自体は不均衡是正のためにもなるべく早く入れた方が良いでしょうが、他方で今、御指摘のように、様々な複雑な事務の変更があるので、今後、制度の詳細を詰める中で、どの程度の周知期間をとる必要があるかということについて、事業者からよく聞いて制度設計をする必要があると思っています。

それから、リバーチャージの通知のタイミングですが、ここで書いている意味は、文章表現が的確でなかったかもしれませんが、取引条件を提示するときに、あわせて通知をした方が良いでしょうのではないかと考えています。というのは、今は海外の事業者は100円で通知しています。国内の事業者は108円で取引条件を提示しています。リバーチャージ義務がかかると、100円ですが、8円別途払う必要がありますということになるので、それはやはり100円を提示するときに併せて通知をしていただくのが良いと思っています。そのようなことを踏まえて書いている文章です。

それから、申告をしない者が出た場合にどうするのか。これは常に起こることですが、対象が国外になるので、徴収共助など、租税条約の中でやっていかざるを得ないと思います。

○田近座長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

税額票も無く、また、課税事業者登録も無いという、この状態で何とかデジタルコンテンツに課税しようとする、今回お考えいただいた形にどうしてもなってくると思います。したがって、この方法でやっていくしかないという感じはしています。その上で、このようなこともあるのかと聞いていただければよいと思いますが、まず、制度案の3ページ、内外判定ですが、上の(2)の(イ)と(ロ)で、(イ)については増井委員から御質問がありましたが、日本のことを外国で調べても、外国で役務提供が行われるなら、それはやはりここでいう国外ではないかという感じもします。したがって、当該国外というところは要らない気もしないわけではありません。

それから、より重要なことは、「その結果の提供を含む」の「含む」という動詞の主語ですが、これは、提供が国外で行われるという意味で含むと言われていると、一応、考えています。ここは、今日お答えいただいても、その後でも結構ですが、いずれにしても、仕向地主義を徹底することが今回の改正の趣旨ですから、その点で考えていただきたいと思います。

一体化しているケースについても、難しいことを考えていくと、移転価格税制のようなことになりかねませんが、これはあくまでも消費税であり、仕向地主義ですから、役務提供をどこで受けるかが第一で、提供される役務の中身がどこで作られたかは関係ありません。実際の研究開発がどこで行われたか、あるいはデジタルコンテンツの作成がどこで行われたかは全く関係がなく、その提供がどこで行われたかで決めるこ

とになると思います。もし一体化しているケースを切り分けるような必要が本当に出てくるのであれば、これは少し外国のことも調べた方が良くかもしれませんが、そうであればこのような考え方になってくるだろうと思います。

それから、法的なことになるかもしれませんが、これも申し上げるだけ申し上げておきます。納税義務者をどうするのかという、かなり根本的な問題が国外事業者については存在するように思います。すなわち、今回、B to Cについては納税義務が国外事業者にあることは明確化されました。そして、佐藤英明教授からのプレゼンのときには、納税管理人を使うといったことも言われていました。今回、その言葉は消えています、そういったことが考えられます。問題は、B to B、すなわち、国外Bから国内Bに対する取引が行われたときにリバースチャージで処理をしますが、そのリバースチャージの法的な性質です。これは先ほどから具体的な免税点など、少し質問が出ていますが、リバースチャージ自体が納税義務であると考えなのか、それとも、納付義務に過ぎないという形に落とし込むのかは、もう少し詰めて、良い方法を考えていけばよいと思います。

関連して、今日のペーパーの中では「不課税」という言葉が出ています。しかし、不課税という概念は実定法上、存在していません。実定法上は無い文言です。実定法では「免税」と言うか、「非課税」と言うか、どちらかですので、ここも、どのように規定に落とし込んでいくかは慎重に考えて、これはなぜかという、裏側の仕入税額控除の問題が出てくるからですが、しっかり考えて制度を作らなければならないと思っています。

最後に、B to Bであっても仕入税額控除が認められなくなるケースがある程度出てこざるを得ないということで、私は、これはやむを得ないと思います。しかし、先ほど増井委員の御指摘もあったように、事業者登録制度といったものがもし整備されれば、こんなことはなくなります。本当はインボイスが優れていると思いますが。事業者の御負担も大変だとは思いますが、しかし、同時に、今回の制度でも、例えば、通知義務が入ってくるなどのことはあります。それから、国外事業者は今回納税義務を課されるということで、自分の売る相手が日本の国内か国外かを区別しなければならないのですが、先ほどのクレジットカードの例にもあったように、それはかなり難しいと思います。そういったことを考えると、むしろ、国内事業者に事業者登録をしてもらって、登録により区別する方が、事務負担は少ないかもしれないと思います。

○田近座長

ありがとうございました。大分助けてもらいましたが、最後の部分は大きすぎますね。

○岡村委員

そうですね。

○田近座長

そこまで戻ってしまうとあれで、当該国外の話も、分かりやすく言うと割り切り、所得課税ではないのだから、ある意味で外形的なところで割り切れるのではないか。大分参考になったと思いますが、何かあるでしょうか。

○伊藤主税局税制第二課長

不課税のところは、確かに法律用語として使っておらず、課税対象になっていないものを不課税とここで呼んでいるだけです。そこは今後出すドキュメントなどでも明らかにできるところはしたいと思います。

それから、納税義務の点は、法律を作るときに確かに大きな話で、ここはよく頭を整理して、条文を書くときに十分練らないといけない点だと思います。

○田近座長

高田委員、お願いします。

○高田委員

意見に近いのですが、今の状況の中でこのような対応をしようとする、御説明いただいたことでやむを得ないと思います。ただ、このようなサービス自体も、これまで想定していなかったことが出てくるという世界がたくさんあると思います。ということは、今後も想定しないようなことが当然起きてしまう。これは何においてもそうかもしれませんが、このような状況が今後も様々なところで起き得ることをある程度想定して考えていかなければいけません。また、当然のことながら、これだけの状況の中で、周知徹底には相当時間をかけざるを得ないでしょうし、また一方で、国民の中での納得感について相当時間がかかる部分もあると思うので、そのような点をかなり丁寧に、また、フレキシビリティを考えながら対応していく必要があると思います。

○田近座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

際D5-2の1 ページの下の枠のところをどのようにするか、ぜひ複雑なケースも含めて考えていただきたいと思います。例えば、海外の研究機関などに様々な依頼をした場合、日本、海外のどちらに役務提供されるかわからないものもあり、ビジネスの実務においては必ず1対1で対応している取引ばかりではありません。ある程度企業側がフレキシビリティを持てるような仕組みがあると良いと思います。

○田近座長

中里会長、お願いします。

○中里会長

増井委員が言われた制度案の6 ページの、国内事業者が受ける消費者向け役務の提供の対価について、きわめて例外的に仕入税額控除を認めない。あとは取引条件を変えてくれということで、例外的な対応の仕方をしています。すると、それと対比的な、

国内消費者が受ける事業者向け役務の提供については、対象的な扱いでいうと、消費者に対して納付義務を課すということになるのではないのでしょうか。そうすると、先ほど岡村委員が言われた納税義務者の定義と関係してきて、かなり深刻なことが起こってくるように思います。たとえば、消費者をみなし事業者のようにして、リバースチャージをというような方式が考えられます。現実的には考えにくいですが、理屈はそうなります。もっとも、事業者でない者に対して他の者のための納付義務を定めたそのような例がないかと言われたら、所得税法第161条第1号の2の規定があります。普通の人間が土地を外国人等から買った場合の源泉徴収義務です。本来、源泉徴収などはあり得ない非事業者に源泉徴収義務を課している例がありますが、今回も、そこまで思い切るかという問題が起こってきて、対象的な扱いにどこまでこだわるかが問題となるはずですが、理論的には対象的な方が良いでしょうが、結構これは深刻な、大きな問題になってくると思います。

○田近座長

要するに、今、言われたのは、個人が事業者向けサービスを購入した場合を考えてみると、免税事業者である個人が買うことで、リバースチャージを引かせれば、個人に、理屈的には払わせる。当然それは仕入税額の方は引けないので、理屈で言えば、事業者サービスとみなされるサービスを個人が買った場合には、免税事業者である個人がリバースで税を払うことになるのでしょう。

○中里会長

それが嫌なら取引条件を変えてくれということで同じ説明になるのですが、どうでしょうか。

○田近座長

伊藤課長、お願いします。

○伊藤主税局税制第二課長

今の点ですが、B to B取引の範囲を最後のページに書いていますが、なるべく狭くして、それ以外をB to C扱いにすることによって、もちろん全く無いとは言いませんが、B to Bとして定義された中に個人の買い手が入ってくることがないように、その事業の形態を定義することになるとは思っています。もちろん漏れは論理的にはありますが。

○田近座長

今度、B to Cの漏れが大きくなるので、あちらに行ったり、こちらに行ったりという感じになりますが、いずれにしても、先ほど約束のとおり、想定された問題で、法律を作る段階でワーキングを開くということでよいですね。

藤井審議官、お願いします。

○藤井主税局審議官

佐々木特別委員からの御指摘ですが、様々な事例があると思うので、これまでも事

業者団体とは様々な情報交換、意見交換をしながら詰めています。引き続きさせていただきます。ただ、今、言われたような話、非常に複雑な取引はされていると思いますが、消費税の場合には、要するに、国外事業者から、当期に幾らの役務を購入したか、それが課税標準になる。リバースチャージで、国外事業者から幾ら買いました、役務の提供を受けて、その料金を払いましたと。それに対して消費税がかかり、同額、仕入税額控除できる。実は、法人税などと違って、そういうシンプルな考え方で、大体、納税事務は成り立つはずなので、法人税とは考え方を覚えていただければと思います。

○田近座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

明確に対応していればそこに対しては課税ができると、それは分かりますが、海外へ委託したうちのどれだけが海外向で、どれだけが日本国内向に役務提供されるか、はっきりしないケースも存在します。

○田近座長

十分ではありませんが、論点については、先ほど岡村委員の説明もありましたし、佐々木特別委員のそれに対する懸念も表明されたので、これから整理していくことができると思います。活発な議論、ありがとうございました。

さらに御懸念の点を詰めていきたい。結局、課税事業者番号もインボイスも無い中でやっていって、そのようなことがフィードバックして、多くの場合は国際的な取引で起きるのかなという気はしました。ですから、最初に増井委員が言われたように、次のステップとして、番号を入れることができるなら入れる。それは企業にとってもベネフィットがあるのではないかというように聞きました。ありがとうございました。

次の議題は、情報交換の話で、前回、自動的情報交換のことは説明させていただきましたが、今日はもう少し具体的な話を国税庁の飯守国際業務課長にお願いしたいと思います。

飯守課長、お願いします。

○飯守国税庁国際業務課長

国税庁国際業務課長の飯守です。

先ほど田近座長からお話がありましたが、第3回国際課税DGで自動的情報交換について御説明があり、この情報交換とは税務当局間でやっているもので、一般の方になかなか馴染みがない世界ですので、せっかくの機会と思い、情報交換全般について、その執行の実務を御紹介したいと思います。お手元の際D5-5の資料に沿って、かいつまんで御説明します。

まず、1ページを御覧ください。これは、我が国が租税条約等を締結して情報交換が可能になっている国、地域の一覧です。全ての租税条約に情報交換を可能とする規

定が入っています。数としては、平成26年6月1日現在で61条約、適用されるのは83か国・地域となっています。ほとんどの条約は二国間、バイの租税条約で情報交換が規定されていますが、二国間の条約はないのだが、後ほど御説明するマルチの税務行政執行共助条約によって可能になっているものがありまして、それぞれ地域別に箱がありますが、「(税務行政執行共助条約のみ)」とあるのがそれに該当するものです。

2ページを御覧ください。条約交渉を大変精力的にやっていただいております、おかげさまで多くの国と情報交換できるようになっています。2ページの表は、かつてタックス・ヘイブンといわれたような国、地域との間で最近新設された、あるいは改正された条約を挙げています。御覧のとおり、非常に広がってきています。

3ページは、先ほど申し上げたマルチの税務行政執行共助条約です。三つ目のパラグラフにあります、2014年6月1日現在で64か国が加盟しています。内容としては、情報交換だけではなく、徴収共助、あるいは送達共助というものも可能になっていて、執行協力について、国際的に協力をすることが可能になっているものです。これについては、バイの条約と異なり、条約交渉を行わなくても、マルチの条約に署名、あるいは発効することによって、同じメンバーとなっている条約国と情報交換ができるようになります。さらには、日本が入った後にも、どんどん追加で署名、あるいは参加する国が出てきますが、その国とも自動的に情報交換が可能になるものです。

さらにもう一点、資料には書いていませんが、マルチの条約は、対象とする税目に限定がなく、原則として全税目になっています。ただ、国によって留保は付けられるのですが、二国間条約ではカバーされていないような税目、例えば、日韓条約でいうと相続税がカバーされていませんが、マルチの条約に日本と韓国がそれぞれ加盟することによって、相続税についても情報交換が可能になるという仕組みです。

4ページです。これは我が国の条約がモデルにしているOECDモデル条約で、その情報交換規定というのは、おおむねこの26条に沿った形で規定されています。内容的には、1項が権限のある当局、要は税務当局間で外交ルートを通さずに情報交換できることなど、2項には、もらった情報、送った情報は守秘義務がそれぞれかかっていることが書かれています。国内法の守秘義務もありますが、条約上もかかっています。3項は飛ばしまして、4項ですが、要請される情報について、自国の課税目的がない、逆に言うと、相手国の課税目的にしかならないようなものであっても提供しなければいけない、そういった義務が課されるものです。最後、5項ですが、これは銀行等の情報ということのみで情報提供を拒否できないというもので、かつてバンク・シークレシーの国では、このような規定が無いことを根拠に情報提供しなかったのですが、今ではこのような規定に沿って提供するようになっています。

5ページを御覧ください。これは、租税条約を実施するための国内法の受け皿の規定です。8条の2が、例外はいくつかありますが、相手国に情報提供を行うことができる根拠規定です。それから、9条は、相手国から求められた場合、情報提供要請が

あった場合に、国内で税務調査を行い、必要な情報をもって、そして相手国へ送るといった根拠規定です。

6 ページを御覧ください。情報交換は3 類型あります。これは以前、御説明があったと思いますが、1 の要請に基づく情報交換、日本で調査をしていて、課税上の問題点が把握されたので相手国に情報をくださいというものです。2 の自発的情報交換とは、要請を受けて行うものではなく、国税当局が調査を行った際に把握した外国税務当局に役に立つ情報を一方的に、まさに自発的に送るというものです。それから、3 が自動的情報交換で、現状のものを申し上げると、法定調書で非居住者に対しての支払いを行う際に源泉を行い、併せて法定調書が税務署へ提出されるのですが、それを国別にデータ入力をして、ペーパーというよりデータそのものを相手国に送ってしまう、そういった制度です。いずれも日本を中心に書いていますが、バイス・バーサになっています。

7 ページを御覧ください。大体の件数をおつかみいただきたいと思って入れましたが、要請に基づく情報交換で大体600件から1,000件、それから、非要請で100件ないし300件となっています。要請の方が多いのですが、これは日本の経済構造で、海外に進出している、資本輸出国を反映していると思いますし、かつ、また日本が税務調査で情報を必要として相手国に積極的に要請をしていることの表れかと思います。

それから、自発的情報交換ですが、日本としては積極的に提供しています。

それから、自動的情報交換ですが、年によって変動があるのは事務的な理由によるものですが、大体20万件程度がお互いに交換されています。

8 ページを御覧ください。これは地域別に見たもので、括弧書きで構成比を入れていますが、アジア・大洋州が大体6割から7割、米州が2、3割ということで、経済取引の深い国・地域に要請する件数が多くなっています。

9 ページを御覧ください。どのような場合に情報交換を必要とするか、パターン別に整理をしたものですが、一つだけ御紹介すると、所得課税の取引内容等の最初の例にあります。非居住者間で国内の不動産譲渡が行われたというケース。外国人同士で日本の不動産について譲渡が行われ、それが日本の登記情報から得られた。それについては、国内で申告義務がありますが、譲渡所得の申告が無い。そういった場合に非居住者の国に情報提供を依頼することになります。

最後に※印で書いていますが、情報交換制度以外にも、国外送金等調書、あるいは国外財産調書があるので、そのような様々な情報を総合的に補完し合いながら、足りないものを要求していくことになります。

10ページを御覧ください。具体的に情報交換でもらえる資料を並べたものです。一番目、二番目の丸は御覧のとおりですが、三番目の丸は、相手国当局に相手国の納税者に対して質問をして調書を書いてもらって、それを送り返してもらうといったこともやっています。

11ページを御覧ください。要請に基づく情報交換はレターでやりとりするのですが、より効果的・効率的に事案に応じて進めたいと執行当局としては考えるところで、執行上の工夫として、情報交換ミーティングというのをやっています。二番目の丸に書いていますが、複雑な取引等について、相手国に出向いて行って、事案の詳細やポイントを説明して、それによって理解を深めてもらい、相手国から迅速・的確に情報をもたらう。逆に相手国が日本へ来ることもあります。

12ページを御覧ください。今まで要請に基づく情報交換を御説明しました。これは自発に係るもので、どういったものがあるかの例ですが、左下に国内法人があり、右上のA国の法人、これが取引先で、そこから仕入れをします。その代金の大半はA国法人に払われますが、一部については、下のC国、タックス・ヘイブンへ送金を指示された。そういった場合には、C国に送金された一部の代金についてはA国で無申告になっていることが想定されるので、これについて国税庁はA国当局へ情報を提供すると、こういったケースになります。

13ページを御覧ください。個別の情報交換だけではなく、それを国際的な協力の中でよりダイナミックにしていくという試みもいくつかされています。一つが、国際タックスシェルター情報センター、頭文字を取ってJITSICと呼んでいます。ここにある9か国の当局で組織をしています。二番目の矢印にもありますが、ワシントンとロンドンに事務所があり、そこに国際的租税回避スキームと呼ばれるもの、あるいは富裕層に関連した情報交換、あるいは調査手法の知見を共有することをやっています。ただ、これについては、最後に申し上げますが、これを9か国だけに限らず、また、もっとプロジェクト型のものにしたらどうかということで、今、議論がされているところです。

14ページを御覧ください。二つ目の協力の例としては、オフショア情報の交換ということで、今年の5月に記者発表したものです。オーストラリアの国税庁から、オフショア、いわゆるタックス・ヘイブン国ですが、そちらに所在している事業体について大量の情報を入手したということで、我が国の納税者に関連すると思われるものについて情報の提供を受けました。こうした形で国際協調をやって、国際的な脱税、あるいは租税回避について協力していくことが非常に重要になっています。

15ページを御覧ください。次はプロジェクト型の情報交換で、最初の矢印にあります。北海道のニセコ地区にスキーリゾートがありますが、そのマンション等の不動産について、リゾートマンション用地の需要の高まりもあって、非常に取引が活発化していました。それについて、非居住者であるオーストラリア人が不動産の売り買いをしていたということで、非居住者についても日本で申告する必要がありますが、三番目にあるとおり、譲渡所得が見込まれるにもかかわらず申告がされていなかったことが分かりましたので、豪州当局に対して情報交換で協力を要請して課税をしました。逆にオーストラリアで申告すべきものについて、日本からの情報提供を受けて、

オーストラリアでも課税したと聞いています。そのような意味で両国で成功した事例です。

16ページは、情報交換の評価についてですが、これも第3回国際課税DGで御説明があったと思いますので、簡単にご説明します。評価の方法としては、OECDのグローバルフォーラムとありますが、ピアレビューということで、100か国以上のメンバー国が情報交換の制度、あるいは執行をどうやっているかという評価をしているものです。一番上にあるように、4段階評価で「遵守」以下で評価をされます。評価項目が(A)(B)(C)とあって、最後にC.5とありますが、相当な期間内に情報を提供しているかと、要請を受けてから90日以内に原則として提供すると、こういったことが決められています。

最後に、17ページを御覧ください。今後の主な課題で、最初は、先ほど御説明した適時性の確保、90日以内に回答することが国際的な基準となっているので、我々はマンパワーの確保も含めてやっていきたいと考えています。

二番目は、プロジェクト型の情報交換の取組みで、これも先ほどいくつか御説明しましたが、納税者のコンプライアンスの状況等も見て、特定のグループあるいは業種等といったものを絞って、その納税者を対象として、二国間あるいは多国間で情報交換を中心とした協力・協調行動をとっていこうといった機運が今、先進国を中心に国際的に盛り上がっており、さらにそれを実地にやる取組みも既に行われています。

そこで、二番目のパラグラフですが、現在、OECD税務長官会議(FTA)があり、そこで協力・協調行動について、枠組み、ルール作りが進行しています。

これと併せて、資料にありませんが、先ほど御説明したJITSICでも、9か国という枠組みにとらわれずに、また、このプロジェクト型をやっていこう、そのためにはJITSICそのものの運営も見直していこうといった議論もされているところです。国税庁としては、このような国際的な協力に積極的に参画していきたいと思っています。

最後、自動的情報交換の拡充ですが、本年2月に出された自動的情報交換の新しい共通報告基準について、前々回、御説明がありました。現在の自動的情報交換は、先ほども少し出しましたが、非居住者に対して、種々の支払いをする、その情報はフローの情報で、そのフローの情報を対象にして、自動的に情報交換をします。その場合の対象国ですが、中には昔のタックス・ヘイブン国、あるいは金融センターで、それをやっていない、やらないと言っている国もありますが、今回、OECDで2月に出された報告はどこが違うかというと、一つは、現在の自動的情報交換を拡充して、口座残高といったストックの情報も含めて金融口座の情報を交換しようというものです。もう一つは、参加国の面でいうと、G20での支持も得て、あるいはグローバルフォーラムなども活用して、より実施国の拡充を図る方向で進められています。そのような意味では、執行当局にとっては大変有用な情報が得られるものと期待をしているところで、今後、我が国で制度整備がされた場合には、これを着実にできるように、執行当局と

して準備を行っていく必要があると認識しています。

大変駆け足の説明になって恐縮ですが、説明は以上です。

○田近座長

情報交換の現状について御質問、御意見があればお願いします。

これもまた引き続き議論するというので、今日はありがとうございました。貴重な意見をいろいろいただいて、このワーキングとしては、来年度、2015年度の改正で、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税について改正を実現したいというスケジュールで行っていますので、ぜひ引き続き活発な御意見をいただければと思います。

今日はありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。